

高松市

ユニバーサルデザイン基本指針

～認めあい、支えあい、

おもてなしの心で暮らすまち 高松～

平成25年5月

高 松 市

目 次

第1章 指針の策定に当たって

| | |
|-----------|---|
| 1 指針策定の背景 | 1 |
| 2 指針策定の趣旨 | 2 |
| 3 指針の位置付け | 3 |

第2章 ユニバーサルデザインとは

| | |
|---------------------|---|
| 1 ユニバーサルデザインの考え方 | 4 |
| 2 ユニバーサルデザインの7原則 | 4 |
| (1) 公平性 | |
| (2) 柔軟性 | |
| (3) 単純性 | |
| (4) 分かりやすさ | |
| (5) 安全性 | |
| (6) 負担の少なさ | |
| (7) スペース等の確保 | |
| 3 バリアフリーとユニバーサルデザイン | 6 |

第3章 高松市が進めるユニバーサルデザイン

| | |
|----------------|---|
| 1 これまでの取組 | 7 |
| 2 目指すべき姿 | 7 |
| 3 基本理念 | 8 |
| 4 心のユニバーサルデザイン | 9 |

第4章 取組の方向性

- 1 身体等の状況ごとの特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 高齢者
 - (2) 手や足の不自由な人
 - (3) 目の不自由な人
 - (4) 耳の不自由な人・言葉に障がいのある人
 - (5) 精神等に障がいのある人
 - (6) 内部機能に障がいのある人
 - (7) 妊産婦
 - (8) 子ども, 子育て中の人
 - (9) 外国人
- 2 ユニバーサルデザイン推進のための取組・・・・・・・・・・ 13
 - (1) ひとづくり
 - (2) まちづくり
 - (3) ものづくり
 - (4) 情報・サービス
- 3 継続的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 それぞれの役割

- 1 市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 市民活動団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

付属資料

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | ユニバーサルデザインの7原則 | 23 |
| 2 | バリアフリーとユニバーサルデザインの比較 | 31 |
| 3 | 身体等の状況ごとの特徴を踏まえた配慮や注意点 | 32 |
| 4 | 用語解説 | 41 |

本文中に「※」のある語句については、「用語解説」に説明文を掲載しています。

第1章 指針の策定に当たって

1 指針策定の背景

わが国では、65歳以上の高齢者人口が3,000万人を突破し、総人口の4分の1以上を占めているほか、*合計特殊出生率も人口を維持するために必要な水準を大きく下回るなど、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

また、人・もの・情報の交流が地球規模で活発化し、国境を越えた企業活動の拡大、観光客や在住外国人の増加など、社会・経済活動のあらゆる分野で*グローバル化が進展しています。

こうした社会では、高齢者が様々な生き方を主体的に選択することができるように配慮した自立支援の施策等を進めるとともに、性別や障がいの有無、国籍の違いなど、個人の特性や置かれた状況にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参画できる共生社会の実現が求められています。

このようなことを踏まえ、国においては、平成16年に子育てバリアフリーの推進が盛り込まれた「*少子化社会対策大綱」のほか、誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指して、「*バリアフリー化推進要綱」が策定され、社会のバリアフリー化を目指した各種取組が進められてきました。

さらに、平成18年には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（*ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（*交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（*バリアフリー新法）」が施行され、法律に規定される対象者

の明確化や対象施設の拡充、面的なバリアフリー化を促進するための制度の充実などが進められています。

しかし、この環境整備が、高齢者や身体に障がいのある人などを対象として行われてきたことから、特定の人への配慮という理解に留まっているという反省を踏まえ、平成20年には、国民一人一人が自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して、「*バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

今後は、これまでの取組を踏まえ、高齢者、障がいのある人、子どもや子育て家庭など、すべての人が安全で安心して生活することができる快適な生活環境の整備を、社会全体で進めていくことが求められています。

2 指針策定の趣旨

本市においても、国と同様に少子・高齢化が進展しているほか、障がいのある人の社会進出の機会の増加や、国際交流の活発化による観光客や在住外国人の増加などにより、様々な立場や個性を持つ人が共に暮らす機会が増えていきます。

そのため、今後は、一人一人の多様性が尊重され、誰もが安心して快適に生活できるよう、施設や道路の整備などのハード面だけでなく、制度や施策の充実などのソフト面を含めた、総合的なまちづくりを推進する必要があります。

この総合的なまちづくりを推進するためには、本市が実施する幅広い分野の施策にユニバーサルデザインの考え方を取り入れる必要があるとともに、行政としての市だけでなく、市民、事業者、市民活動団体等が共通の現状認識に基づき、実施する事業や活動のすべてに、この考え方を深く浸透させていくことが重要であり、全市的な取組として展開することが求められます。

本指針は、誰もが安心して快適に生活することのできる、ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、様々な主体が協働して取り組むことができるよう、その考え方や方向性について明らかにするために策定するものです。

3 指針の位置付け

本指針は、国の「バリアフリー新法」や県の「*香川県福祉のまちづくり条例」など、各種法律等と整合を図るとともに、本市におけるユニバーサルデザインに関する基本的な考え方を示し、*高松市総合計画に基づき実施する、すべての施策の基礎となるものです。

第2章 ユニバーサルデザインとは

1 ユニバーサルデザインの考え方

「ユニバーサルデザイン」とは、1980年代に、アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター所長を務めたロナルド・メイス氏によって提唱された概念です。

この言葉は、universal（普遍的な、すべての）と design（企画・設計）という2つの英単語を合わせたもので、一般に、年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関係なく、最初から、できるだけ多くの人に使うことができるよう、製品や環境をデザインすることを言い、今日では、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供、社会環境整備を含め、幅広い意味で使われています。

2 ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの7原則とは、ロナルド・メイス氏を中心に、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力してまとめたものです。

これは、ユニバーサルデザインを理解する上で基本となる考え方で、環境、製品、コミュニケーションなどを含めた、幅広い分野での方向性を明確にしています。

(1) 公平性

誰にでも利用できるように作られていること。

(2) 柔軟性

自由度が高く、使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること。

(3) 単純性

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方が簡単で分かりやすく作られていること。

(4) 分かりやすさ

使用する際の状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

(5) 安全性

うっかりミスや、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

(6) 負担の少なさ

効率良く、気持ち良く、疲れないで使えるようにすること。

(7) スペース等の確保

どんな体格や姿勢、移動能力の人でも、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

3 バリアフリーとユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとよく似た考え方にバリアフリーがあります。

どちらの考え方も、誰もが快適に生活し、参加できる社会を目指すという目標は共通しています。

バリアフリーは、主に高齢者や障がいのある人を対象とし、日常生活や社会生活の中での様々な障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという考え方です。

段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、すでにあるバリアを取り除くことにより、これまで行動しづらかった人々の社会参加のために成果を上げています。

一方、ユニバーサルデザインは、特定の人だけを対象とするのではなく、年齢、性別、障がいの有無、国籍等の違いにかかわらず、すべての人を考慮に入れて計画・実施することにより、初めから障壁を作らないようにするという考え方です。

このように、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを含んだ包括的な考え方であると言えます。

バリアフリーとユニバーサルデザインの関係イメージ図



第3章 高松市が進めるユニバーサルデザイン

1 これまでの取組

本市では、平成20年に^{*}第5次高松市総合計画を策定し、その中で、「人と環境にやさしい安全で住みよいまち」や「健やかにいきいきと暮らせるまち」など、6つのまちづくりの目標を掲げ、居住環境や道路環境の整備、高齢者の生活支援、障がい者の自立支援など、市民一人一人が健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指してきました。

これらの目標を実現するため、平成15年に策定した、施設整備などハード面に主眼を置いた「^{*}高松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー施策の推進に取り組むとともに、22年に策定した「^{*}高松市地域福祉計画」をはじめ、「^{*}たかまつ障がい者プラン」や「^{*}高松市高齢者保健福祉計画」など、各種の福祉計画に基づき、住みよいまちづくりのための施策に取り組んでいます。

2 目指すべき姿

今後は、本市においても、少子・高齢化がさらに進展するとともに、企業のグローバル化や、海外からの観光客や在住外国人の増加など^{*}国際化の進展により、社会環境が急速に変化していくことが予想されます。

このように、異なる特性や状態の人々が共に暮らす機会が増えることに伴い、生活の中で障壁を感じるものが、今後、更に多くなると考えられることから、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、助け合い、共存して生きていくことのできる社会の実現が望まれるようになっていきます。

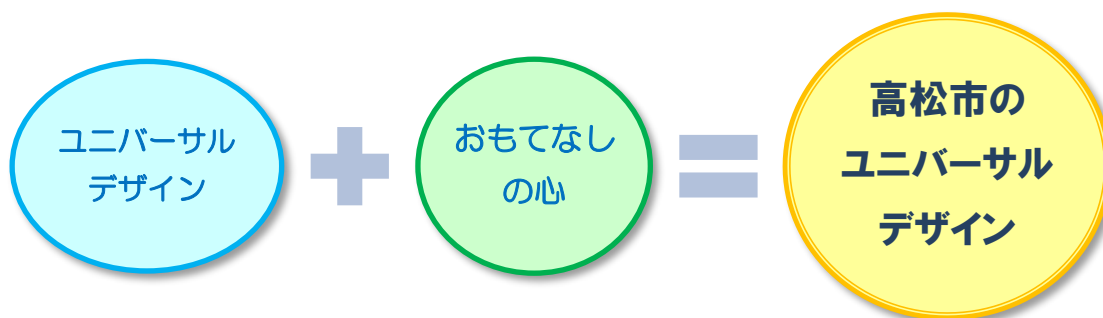
このため、これまでの取組を基本としつつ、さらに、「一人一人の多様性が

尊重され、性別や障がいの有無、国籍の違いなどにかかわらず、誰もが安心して快適に生活できるようにする」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、子どもから大人まで、障がいのある人や外国人も含め、すべての人が住みよいまちづくりを進めることが重要となってきます。

また、本市には、*四国八十八箇所霊場の*お遍路さんへの*お接待に代表される、訪れた人を気づかい、声をかけ、温かく迎える「おもてなし」の風習が古くからあります。

改めてこの古き良き風習を再認識し、そこに住む人はもとより、訪れる人も気持ち良く過ごせるように、おもてなしの心を持ち、お互いを認め合い、支え合う、温かさや優しさがあふれるまちづくりを進める必要があります。

これらのことから、本市では、この「おもてなしの心」を取り入れた、高松らしいユニバーサルデザインに、皆で協力して取り組むことにより、誰もが住みやすく、訪れやすい、心温まるまちを目指します。



3 基本理念

本指針では、高松市のユニバーサルデザインを推進し、目指すべき姿を実現するため、次のとおり基本理念を定めます。

認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち 高松

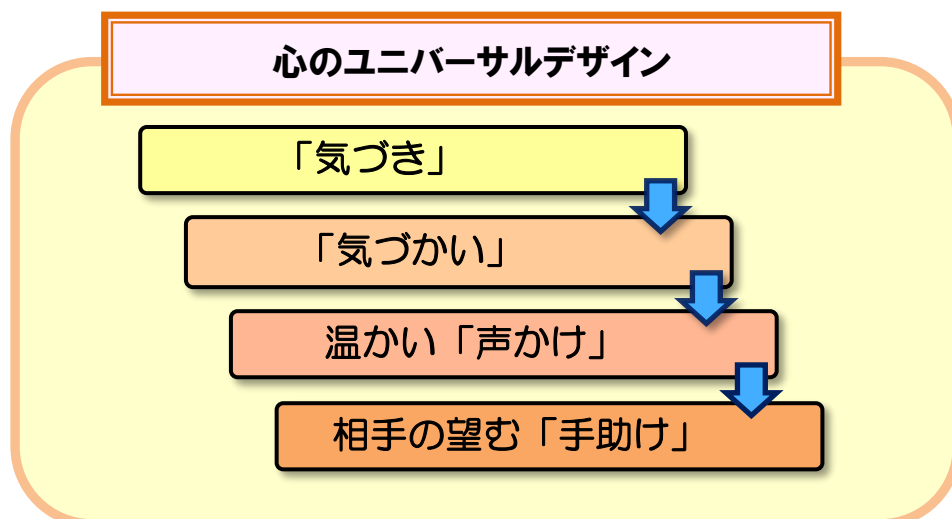
4 心のユニバーサルデザイン

人の能力や立場はそれぞれ異なっており、また、状況ごとに必要とされるものは変わってくることから、その希望や要望のすべてについて、施設や設備のハード面、制度や施策のソフト面で対応することは、費用や技術的な条件などからみても、現実的ではありません。

ユニバーサルデザインの社会を推進していくためには、施設や制度の充実だけでなく、相手の立場に立ち、思いやり、助け合うといった「心」での対応が重要となります。

このため、本市では、おもてなしの心を持ち、様々な立場の人に「気づき」、そして「気づかい」、さらに温かい「声かけ」をし、相手が望む「手助け」をすることを「心のユニバーサルデザイン」として位置付け、ユニバーサルデザイン社会を推進するための原動力として、すべての取組にこの考えを取り入れていきます。

これにより、ハード面とソフト面で対応できない部分についても、柔軟に補うことができるようになるとともに、様々な立場の人の意見を聴き、それを反映させる仕組みを定着させることで、相手の立場に立った細やかな対応が可能となり、基本理念に掲げるまちを実現することができます。



第4章 取組の方向性

1 身体等の状況ごとの特性

社会には、高齢者や障がいのある人、外国人などのほか、病気や怪我により一時的に不自由を感じている人など、様々な特性や状態の人が生活をしています。

また、妊娠初期や身体の内部に障がいのある人などは、外見から判断することが困難です。

このように、同じ社会に様々な人が生活しているということをお互いに知るとともに、それぞれの人に合わせた配慮ができるように、次のとおり、主な身体等の状況の特性をまとめました。

(1) 高齢者

歳を重ねることにより、体力や運動能力といった身体機能のほか、視力、聴力などの感覚機能が低下し、様々な場面で行動に制約を受ける場合があります。

また、記憶力の低下に伴い、単純な物忘れが多くなるほか、思考力や理解力の低下により、新しい環境に適応するために時間がかかる場合があります。

(2) 手や足の不自由な人

手や足の不自由な人の中には、書類の記入など細かい作業が困難な人や、立ったり座ったりすることが困難な人などがいます。

また、杖や義足、車いすなどを使用する人は、階段や手動のドアがあると一人では進むことが困難な場合があります。

(3) 目の不自由な人

目の不自由な人の中には、全く見えない人だけでなく、見えづらい人や特定の色が分かりにくい人がいます。

また、音声を中心に情報を得ており、一人で移動することや、文字の読み書きが困難な場合があります。

(4) 耳の不自由な人・言葉に障がいのある人

耳の不自由な人には、全く聞こえない人だけでなく、聞こえにくい人や言葉が不自由な人がいます。

外見からは分かりにくいほか、補聴器をつけていても明瞭に聞き取れているとは限らなかったり、声に出して話すことができても、聞こえていない場合などがあります。

(5) 精神等に障がいのある人

精神障がいや発達障がいのある人は、外見から分かりにくいほか、ストレスを感じやすかったり、コミュニケーションをとることが苦手な場合があります。

知的障がいのある人は、複雑な話や社会的なルールが理解しにくかったり、自分の意思をうまく伝えられない場合などがあります。

(6) 内部機能に障がいのある人

内部機能とは内臓機能のことで、心臓機能、ぼうこう・直腸機能など、7種類の機能障がいがあります。

外見からは分かりにくいほか、専用のトイレが必要な場合や、携帯電話

等の電磁波が影響する場合などがあります。

また、障がいのある臓器だけでなく、全身の機能状態が低下しているため、疲れやすくなったりするなど、行動が制限される場合があります。

(7) 妊産婦

妊娠中は、ホルモンバランスが変化し、感情や体温のコントロールが難しくなるなど、身体面、精神面の両方で大きな変化があります。

妊娠初期は外見から分かりにくく、体調が不安定になったり、疲れやすくなるほか、お腹が大きくなると足元が見えにくくなり、わずかな段差につまずきやすくなったりします。

(8) 子ども、子育て中の人

子どもは体調を崩しやすく、また、突発的な行動を取ることがあるほか、乳幼児を連れて外出する際は、授乳やおむつ換えなどの特別なスペースが必要になります。

子育て中の方は、子どもを優先した生活をするため、外出や社会参加など、様々な場面で行動が制限されることがあります。

(9) 外国人

外国の方は、日本語を正確に理解できない場合があり、周囲とコミュニケーションをとることが難しく、不安やストレスを感じることもあるほか、文化や習慣、制度などが異なるため、日常生活に不便を感じる場合があります。

2 ユニバーサルデザイン推進のための取組

本市の目指すユニバーサルデザイン社会の実現を図るため、取り組むべき分野を「ひとづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」、「情報・サービス」の4つに分類し、それぞれの場合において、特に配慮すべき点をまとめました。

(1) ひとづくり

ア 普及啓発

ユニバーサルデザインについての理解を深めるため、様々な広報媒体を活用し、ユニバーサルデザインの考え方や実例の紹介に努め、社会的な認知度を高めます。

また、事業者等に対しても広く周知啓発することにより、関係者への教育や利用者への情報提供のほか、誰もが使いやすい製品の開発や施設の整備など、ユニバーサルデザインについての積極的な取組を促します。

イ 人材育成

ユニバーサルデザインの考え方を理解し、地域や職場で率先して行動できる人材を育成するため、研修会を実施するなど、ユニバーサルデザインについて学ぶことができる様々な機会を提供するよう努めます。

また、特に、次世代を担う子どもたちがお互いの個性や違いに気づき、様々な多様性を理解する心を醸成するために、学校での学習を通して、児童生徒がユニバーサルデザインについて学び、考えることのできる環境の整備を進めるとともに、教職員や保護者への理解を得るための啓発を併せて実施します。

(2) まちづくり

ア 建築物

施設の新築および改築に当たっては、規模にかかわらず、「バリアフリー新法」や「*香川県福祉のまちづくり条例」など、関連法等の趣旨を踏まえるとともに、企画設計の段階から広く利用者等の意見を聴き、誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮します。

また、建設関係者や施設管理者だけではなく、利用者に対してもユニバーサルデザインについての意識啓発を行い、知識の普及向上に努めるとともに、施設利用者が不便に感じる点があれば改善を行うなど、より利用しやすい施設を目指します。

イ 道路

国、県、市の道路管理者が連携し、バリアフリー新法など関連法等の趣旨を踏まえるとともに、広く利用者等の意見を聴きながら、*視覚障害者誘導用ブロックの設置や障害物の除去、段差の解消など、利用者の安全を確保するよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

また、分かりやすい案内標識の設置や休憩場所の確保など、誰もが快適に利用できる歩行空間の整備に努めるほか、自転車と歩行者の通行区分の分離など、お互いが利用しやすい環境整備に努めます。

さらに、自動車や自転車等の運転者と歩行者の双方に対し、お互いに配慮し譲り合う、交通マナーの啓発に取り組みます。

ウ 公園・観光地

誰もが安全かつ安心して楽しめるような、潤いとやすらぎのある公園整備や管理に努めるとともに、利用者がお互いに快適に過ごすことができるよう、マナーの向上を図ります。

観光地においては、温かい心で接客サービスの向上に努めるとともに、国内だけでなく海外の観光客も快適に観光や宿泊ができるよう、多言語の案内板設置などのハード面での対応に加え、道案内や通訳スタッフの配置などのソフト面においても配慮します。

エ 公共交通

誰もが安心して快適に移動できるよう、バスや電車などの公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、地域の実情に応じた多様な交通体系の構築を図ります。

また、旅客施設等について、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすいものとするよう、公共交通事業者に対し積極的な取組を促すとともに、利用者がお互いに思いやり、快適に公共交通機関を利用できるよう、乗車マナーの啓発に取り組みます。

(3) ものづくり

ア 製品開発

利用者の利便性の向上と地域産業の振興を図るため、産学官の連携を強化し、様々な特性の利用者を想定した製品開発を促進するとともに、製品の企画立案の段階から多くの利用者の意見を聴き、製品づくりに反映させる仕組みづくりを進めます。

イ 利用促進

市においては、ユニバーサルデザインに配慮した製品の優先的な購入に努めます。

また、事業者等においても、製品の利点や意義について情報を提供することにより、利用者の理解と関心を深めるなど、利用の促進を図ります。

(4) 情報・サービス

ア 行政情報、行政（窓口）サービス

年齢や言語の違いなどにかかわらず、誰もが必要な情報を入手し、適切なサービスを受けることができるよう、行政に関する情報を、文書だけでなく、映像、音声、その他複数の手段を用いて分かりやすく提供するように努めます。

また、職員一人一人がユニバーサルデザインの考え方を意識し、専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がけるとともに、内容を理解しやすい行政書類の作成や手続きの簡略化に努めるなど、利用者の負担の軽減を図ります。

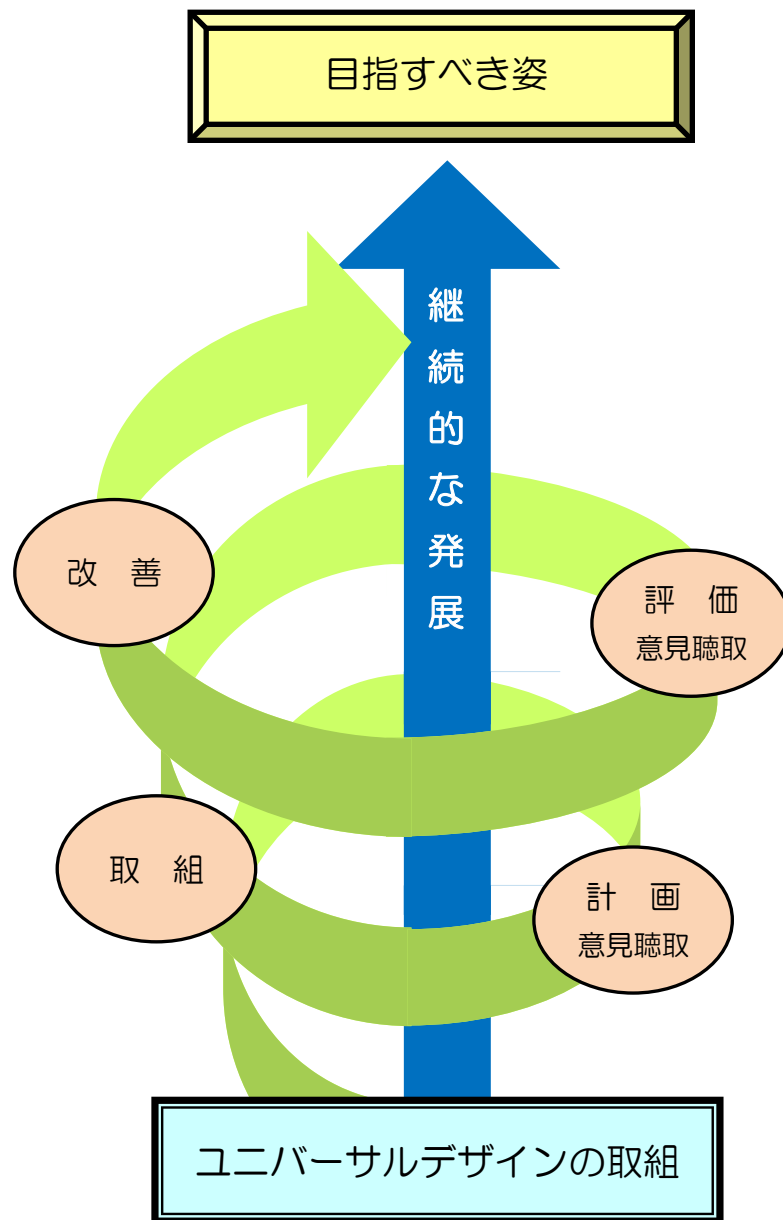
イ その他の情報・サービス

誰もがいつでもどこでも望んだ情報を得られる環境づくりを進めるとともに、高齢者や目や耳に障がいのある人にも配慮した、分かりやすく利用しやすい情報提供を促進します。

また、誰もが適切なサービスを受けられるよう、それぞれのニーズに対応できる、多様できめ細やかなサービスの提供を促進します。

3 継続的な取組

様々な特性の利用者の多様なニーズを満たすような施設整備や製品開発などを行い、誰もが安全で安心して快適な生活ができるよう、より良い環境を整備するためには、常に利用者や関係者の意見に耳を傾け、点検や改善に努めるなど、継続的に取り組んでいく必要があります。



第5章 それぞれの役割

ユニバーサルデザイン社会を実現するためには、行政だけでなく、市民や事業者、市民活動団体など、地域社会全体での取組が必要であり、これらの様々な団体が、それぞれの立場と役割を認識した上で協働することが重要です。

1 市の責務

市は、本指針に基づき、一人一人の多様性が尊重され、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるため、職員にユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、市民や事業者に率先して行動できるよう、計画的に研修を行い、市の実施するすべての施策にユニバーサルデザインの考え方を活用できるよう努めます。

さらに、ユニバーサルデザイン推進のために全庁的な連携・調整を図り、広報紙やホームページの活用、イベントの開催など、あらゆる機会を通じ、ユニバーサルデザインについての情報発信と普及啓発活動を行うとともに、まちづくりの企画立案段階から、様々な特性を持つ利用者や関係者が参画できる機会の確保に努めます。

また、小学校など教育現場で、ユニバーサルデザインについて学び、考える機会を設けるなど、子どもの頃から相手を思いやり、助け合う心の育成を図ります。

2 市民の役割

市民は、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、身近でできるところから、主体的に取り組めます。

そのためには、家庭での話し合いや、地域の活動を通して学ぶことなどにより、様々な特性の人に対する理解を深め、相手の立場に立ち、思いやり、助け合うことが大切です。

また、行政や事業者などに対し、問題点や改善方法について建設的な提案を行うとともに、ユニバーサルデザインに関するボランティア活動に積極的に参加するなど、誰もが住みやすく訪れやすい、心温まるまちを目指し、一人一人が自分の問題として行動することが重要です。

3 事業者の役割

事業者は、高齢者や障がいのある人をはじめ、不特定多数の人が施設や製品などを利用することを念頭に置き、利用者にとって真に安全、安心で利用しやすい製品・サービスの提供や、従業員にとって働きやすい職場環境の整備を進めることなどのほか、環境保全活動や社会貢献活動などにも積極的に取り組みます。

また、職場や業界内におけるユニバーサルデザインの考え方の普及啓発やユニバーサルデザインを先頭に立って推進する人材の育成などを行いながら、事業活動の中で具体的な取組を進めます。

さらに、利用者が安全・安心して製品やサービスを利用できるよう、製品情報等について広く公開することや、製品の企画立案の段階から多くの利用者の意見を聴き、製品づくりに反映させる仕組みづくりを進めます。

4 市民活動団体の役割

市民活動団体は、専門性や柔軟性などの特性を持つ、地域社会を支える重要な担い手であることから、行政、事業者、他の団体などと連携・協力を図りな

がら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた活動を行います。

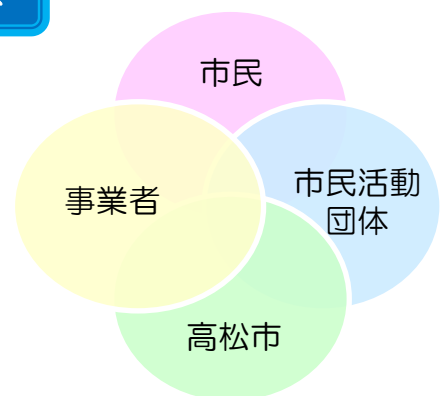
また、市民活動団体の特性を生かし、ユニバーサルデザインの考え方の啓発、利用者の多様なニーズの把握、行政や事業者等への改善に向けての提案など、その普及に向けて積極的な活動を行います。

高松市が進めるユニバーサルデザインの取組概念図

基本理念

認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち 高松

取組の主体



ユニバーサルデザインの取組

ひとづくり

まちづくり

ものづくり

情報・
サービス

付 属 資 料

- 1 ユニバーサルデザインの7原則
- 2 バリアフリーとユニバーサルデザインの比較
- 3 身体等の状況ごとの特徴を踏まえた配慮や注意点
- 4 用語解説

ユニバーサルデザインとは

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。

ユニバーサルデザインの7原則は、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが、協力し合ってまとめたものである。

これは、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインがかかわる幅広い分野での方向性を明確にしており、既存のデザインの評価や、デザイン・プロセスの方向付けに使えるだけでなく、使いやすい製品や環境とはどうあるべきかを、デザイナーのみならず消費者を啓蒙するためにも活用できるものである。

ユニバーサルデザイン7原則は、以下のものから構成されている。

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件

(注：すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。)

原則 1 : 誰にでも公平に利用できること

定義 : 誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン :

- 1 a. 誰もが同じ方法で使えるようにする : それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。
- 1 b. 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 1 c. 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 1 d. 使い手にとって魅力あるデザインにする。

自動ドア



手を使わずにドアを開閉できるため、誰もが自由に入出りできる。

感知式自動水栓



手を感知して一定時間、水が出るため、蛇口をひねる・レバーを上下する動作を必要としない。

その他の例

低床バス

階段、エスカレーター、エレベーターの併設

高さの違う公衆電話

原則 2 : 使う上で自由度が高いこと

定義 : 使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン :

- 2 a . 使い方を選べるようにする。
- 2 b . 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 2 c . 正確な操作がしやすいようにする。
- 2 d . 使いやすいペースに合わせられるようにする。

駅の改札口



駅の改札口の一部は幅が広がっているため、車いす利用者を含む様々な人が利用しやすい。

利き手に関係なく利用できるはさみ



右利き、左利きに関係なく、使いやすさが変わらない。

その他の例

多機能トイレ

タッチパネルと押しボタンがある現金自動受払機

音声機能付き案内板

原則3：使い方が簡単ですぐ分かること

定義：使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方が分かりやすく作られていること。

ガイドライン：

- 3 a. 不必要に複雑にしない。
- 3 b. 直感的にすぐに使えるようにする。
- 3 c. 誰にでも分かる用語や言い回しにする。
- 3 d. 情報は重要度の高い順にまとめる。
- 3 e. 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供する。

エレベーターの操作パネル



ボタンに図形、色、凸凹などが付いており、点字やひらがなが読めない場合でも触ると分かる。

ピクトグラム（絵文字）を用いた表示



絵文字を使って表現することで、日本語が分からなくても理解できる。

その他の例

- 大きく見やすい操作ボタン
- 差込方向を示すカードの切り込み

原則4：必要な情報がすぐに理解できること

定義：使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

ガイドライン：

- 4 a. 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- 4 b. 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど) できるだけ強調して読みやすくする。
- 4 c. 情報をできるだけ区別して説明しやすくする (やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- 4 d. 視覚、聴覚などに障がいのある人が利用している様々なやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

点字触地図案内板



案内地図を点字、色、凸凹などで表しており、点字やひらがなが読めない場合でも触るとわかる。

ギザギザのあるシャンプーボトル



シャンプーボトルにギザギザがつけられているため、触っただけで区別することができる。

その他の例

行き先などを表示する電車の液晶パネル

点字によりアルコール飲料であることが分かる缶

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

定義：ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

ガイドライン：

- 5 a. 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること：頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- 5 b. 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- 5 c. 間違っても安全なように配慮をする（フェイルセーフ）。
- 5 d. 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

マグネット付きコンセント



電気ポットなどの転倒事故を防ぐため、コードに力がかかると簡単に外れるようにしている。

電子レンジの自動停止機能



電磁波による影響を防ぐため、作動中に扉を開けると自動停止する。

その他の例

転落を防止するプラットホームの二重扉

便座に腰掛けないと作動しない温水洗浄便座

お湯が沸くと鳴って知らせるやかん

間違えても元に戻せるパソコンの「元に戻る」機能

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

定義：効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

ガイドライン：

- 6 a. 自然な姿勢のままでも使えるようにする。
- 6 b. あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 6 c. 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 6 d. 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

配慮された自動販売機



低い位置にもボタンがあり、コインが一度に入れられる受け皿や取り出した缶を乗せる棚が付いている。

レバーハンドル式のドアノブ



ドアノブがハンドル式になっているため、指先の力が弱くても滑ることなく開閉ができる。

その他の例

マグネット付きコンセント

支払が短時間でできるプリペイドカード

握りやすく設計されたスプーン

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

ガイドライン：

- 7 a. 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 7 b. 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- 7 c. 様々な手や握りの大きさに対応する。
- 7 d. 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

多機能トイレ



車いす使用者用便器、手すり、おむつ交換台、オストメイト用汚物流しなどを備え、様々な利用者の用途に対応できる。

足元に空間のある洗面台



足元に車いすが入る空間を設けているため、近づいて動作がしやすい。

その他の例

幅の広い改札口

ボタンの大きなリモコン・電話機

2 バリアフリーとユニバーサルデザインの比較

バリアフリーとユニバーサルデザインの違いは、一般的に次のように言われています。

| 区分 | バリアフリー | ユニバーサルデザイン |
|----------|---|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や身体に障がいのある人など特定の人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人 |
| 障壁への対応方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に存在している障壁を取り除く <p>いす式階段昇降機</p>  <p>左利き用はさみ</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めから障壁を作らないようにする <p>エレベーター</p>  <p>利き手に関係なく利用できるはさみ</p>  |
| 取組の度合い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の人が不自由なく利用できるようになれば、取組が終わる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状より少しでも利用しやすいものを目指して、見直しするなど、改善に絶えず取り組む |
| 問題点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別感を生じさせてしまう恐れがある ・ 対応のコストが高くなりやすい | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障がいなど個々の対応も必要としている ・ 最新の機器を導入してもすぐに新製品が開発されることがある |

バリアフリー、ユニバーサルデザインとも、その目的は、快適で自由に行動できる社会を目指すものです。

(1) 高齢者

加齢に伴い、運動機能、生理機能、感覚機能などが低下し、様々な不便を感じることもあるほか、心理特性や生活構造などにも変化が見られます。

また、脳の萎縮や血管の疾病による認知症の出現率が高まります。

主な特徴**・ 思うように身体が動かなくなるなど、不便を感じている**

体力の低下に伴い疲れやすくなり、長時間の移動が困難になったり、小さな段差につまずきやすくなるなどのほか、聴力や視力の衰えにより、会話や案内が聞き取りづらくなったり、小さな文字が見えにくくなったりします。

・ 記憶力や理解力に変化がある

記憶力や理解力の低下により、物忘れが多くなったり、同じ事を何度も聞き返すようになったりします。

また、新しい言葉を覚えたり慣れたりすることに時間がかかることなどがあります。

必要な配慮や注意点

- ・ 人生の先輩として、敬意を持って接します。
- ・ 身体の不自由さや考え方などに個人差があることを理解し、それぞれに応じた臨機応変な対応をします。
- ・ 相手が理解できるよう、ゆっくり分かりやすく話すなど、ペースを合わせて行動します。
- ・ 認知症に伴う症状を理解し、不安な気持ちを受け止めて、必要に応じて手助けをします。

(2) 手や足の不自由な人

手や足の不自由な人の中には、手足に切断や機能障がいのある人、立ったり座ったりする姿勢保持が困難な人、身体にマヒのある人などがいます。移動については、杖や義足、車いすを使用する人などがいます。

主な特徴

- ・ **移動に制約のある人がいる**

杖や義足、車いすを使用する人では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない場合があるほか、歩行が不安定で、つまずきやすい場合があります。

また、通路や駐車場、トイレなどの広さに余裕が必要になります。

- ・ **文字の記入が困難な人がいる**

手に障がいやマヒのある人では、文字を記入しづらかったり、狭いスペースに記入することが困難な場合があります。

- ・ **体温調節が困難な人がいる**

脊髄を損傷した人では、手足が動かないだけでなく、感覚がなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難な場合があります。

- ・ **話すことが困難な人がいる**

身体にマヒのある人の中には、発語の障がいに加え、顔や手足が自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるのが難しい人がいます。

必要な配慮や注意点

- ・ 車いすを使用している人に声をかける場合は、相手と視線の高さを合わせるなど、心理的な負担にならないように配慮します。
- ・ 通路や出入り口には通行の邪魔になるようなものは置かないようにするとともに、身体障がい者用のトイレや駐車場は、それを必要とする人がいることを認識します。
- ・ 困っている様子であれば、声をかけて本人の意思を確認し、必要に応じて手助けをします。
- ・ 相手の言葉が聞き取りづらい場合は、一語一語確認するようにします。

(3) 目の不自由な人

目の不自由な人の中には、全く見えない人と見えづらい人がいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなどの人がいます。

また、特定の色が分かりにくい人がいます。

主な特徴

- ・ **聴覚を中心に情報を得ている**
目からの情報が得にくいため、音声や肌で触ることなどにより、情報を得ています。
- ・ **外出や一人での移動が困難な人がいる**
視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）や音響信号が設置されていても、慣れていない場所では一人で移動することは困難な場合があります。
- ・ **文字の読み書きが困難な人がいる**
すべての人が点字を読めるわけではなく、また、書類に文字を記入することが困難な場合があります。

必要な配慮や注意点

- ・ 周囲の状況が分からないため、困っている様子であればこちらから声をかけ、用件や手伝えることがないか聞きます。
- ・ 「こちら」、「あれ」、「それ」などの指示語は使わずに、場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など、具体的に説明します。
- ・ 案内するときは、いきなり腕をつかんだり引っ張ったりせずに、最初に一声かけ、白い杖の反対側に立って腕を貸して丁寧に誘導します。
- ・ 資料や印刷物などの文字情報を作成する場合には、文字の大きさや判別しやすい配色などに留意します。

(4) 耳の不自由な人・言葉に障がいのある人

耳の不自由な人の中には、全く聞こえない人と聞こえにくい人がおり、その原因や聞こえの程度は様々です。

また、言語に障がいを伴う人と、ほとんど伴わない人がおり、言語に障がいのある人は、それが原因となり、耳が不自由な場合があります。

主な特徴

- ・ **外見からは分かりにくい**
周囲の人は、外見からだけで耳が不自由かどうか、また言語に障がいがあるかどうかの判断をすることは困難です。
- ・ **視覚を中心に情報を得ている**
音や声による情報が得にくいため、文字や図などを目で見ることにより、情報を得ています。
- ・ **音によって周囲の状況を判断できないことがある**
店内放送による呼び出しや駅の構内放送に気付かないため、適切な対応ができない場合があります。
- ・ **補聴器をつけていても会話が通じるとは限らない**
補聴器をつけている人もいますが、それにより、聞こえの不自由さが完全に解消されているとは限りません。

必要な配慮や注意点

- ・ コミュニケーションの方法はその人により異なるため、手話や筆談、口話などから、お互いに可能な方法を確認します。
- ・ 相手の言葉が聞き取りづらい場合は、曖昧なままで済ませるのではなく、筆談するなど、内容を正確に確認します。
- ・ 音による合図や声かけに相手の反応がない場合は、聴覚に障がいがあるかもしれないことを念頭に行動します。
- ・ 多数の人が利用する場所では、呼び出しなどの放送が伝わるように、電光掲示板や字幕放送付きテレビの設置などに配慮します。
- ・ 話をする際は、相手の正面で、なるべく視線を合わせてゆっくりと大きく口を動かします。

(5) 精神等に障がいのある人

精神等に障がいのある人の中には、精神疾患や発達時期に脳に何らかの障がいが生じるなど、様々な理由により、コミュニケーションをとることが苦手であったり、ストレスを感じやすいなど、社会生活へ適応しにくい人がいます。

主な特徴

- ・ **外見からは分かりにくい**
周囲の人が、外見からだけで精神等に障がいがあるかどうかの判断をすることは困難な場合があります。
- ・ **社会生活への適応が難しい場合がある**
ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが困難なことがあるほか、一つの行動に執着したり、周囲の言動を悲観的に受け止め、恐怖感を持ってしまう場合などがあります。
- ・ **難しい言葉などは理解できない場合がある**
難しい漢字や複雑で抽象的な話などは、理解することが困難な場合があります。

必要な配慮や注意点

- ・ 一人一人の持つ行動パターンを理解し、温かく見守るとともに、奇異な行動があった場合でも強い調子で対応せず、不安を感じさせないように穏やかな口調で話しかけます。
- ・ 相手が理解しやすいように、ゆっくりと分かりやすく、難しい言葉は使わずに具体的に説明するなど、丁寧な対応を心がけます。

(6) 内部機能に障がいのある人

内部機能とは内臓機能のことで、身体障害者福祉法では、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能、肝臓機能の7種類についての機能障がい定められています。

外見からは分かりませんが、日常生活の様々な事柄に負担を感じる場合があります。

主な特徴

- ・ 外見からは分かりにくい

外見から内部機能に障がいがあるかどうかの判断をすることは困難であり、電車やバスの優先席の使用について周囲の理解が得られないなど、ストレスを受けやすい状況にあります。

- ・ 疲れやすい

障がいのある臓器だけでなく、全身の機能状態が低下しているため、疲れやすく、重い荷物を持ったり長時間立っていることなどが困難な場合があります。

- ・ トイレなど日常生活に不自由している人がいる

人工肛門や人口ぼうこうを使用している場合（オストメイト）は、排泄物を処理するため専用のトイレが必要です。

また、障がいのある臓器により、煙草の煙が苦しかったり、携帯電話の影響が懸念される場合があります。

必要な配慮や注意点

- ・ 内部機能に障がいのある人は、疲れやすく、集中力や根気に欠けるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。
- ・ 疲れやすくストレスを受けやすいため、ゆったりとしたスケジュールなどに配慮します。
- ・ 安心して外出できるよう、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレなどの整備に努めます。
- ・ 喫煙場所以外では煙草を吸わない、人ごみや電車の中では携帯電話の電源を切るなど、周囲に配慮します。

(7) 妊産婦

妊娠中はホルモンバランスが変化し、身体面、精神面の両方で大きな変化があります。

また、妊娠初期は外見から判断することが困難です。

主な特徴

- ・ **身体能力が低下する**

妊娠により疲れやすくなり、重い荷物を持ったり、長時間立っていることなどが難しくなるなど、日常生活の動きに制限が加わるとともに、お腹が大きくなるため、わずかな段差につまずきやすくなったりします。

- ・ **ホルモンバランスが変化する**

感情や体温のコントロールが難しくなるとともに、急に気分が悪くなったり、匂いや煙草の煙が気になる場合があります。

- ・ **外見からは分かりにくいことがある**

妊娠初期は、外見から妊娠しているかどうかを判断することは困難です。

必要な配慮や注意点

- ・ 電車やバスでは席を譲るとともに、困っている様子であれば声をかけ、乗降時の補助や荷物を持つなどの手助けをします。
- ・ 休憩できるスペースの確保に努めるとともに、受動喫煙にならないよう施設のレイアウトに配慮したり、近くで煙草を吸わないようにします。
- ・ 妊娠中であることを示すマタニティマークについての理解と認識を深めます。

(8) 子ども、子育て中の人

子どもは、身体的、精神的に未成熟であるため、急に体調を崩すことや突発的な行動をとることがあります。

子育て中の人には、子どもを優先した生活をするため、外出や社会参加など、様々な場面で行動が制限されることがあります。

主な特徴

- ・ **大人と同じように行動することが困難である**

子どもは、長い時間おとなしく待つことが苦手であるほか、急に飛び出したり何でも口に入れるなど、予期しない行動を取ることがあります。

また、身長が低いため、大人用の設備を利用できないことがあります。

- ・ **子育て中は行動が制限されることがある**

乳幼児と外出する際は、ベビーカーを使用したり子どもを抱いて移動するため、狭い場所の通行や階段の昇り降りなどが困難なほか、授乳やおむつ替えなどのスペースが必要となります。

また、子育て中の人には、子どもの急な発熱などにより、仕事や行事を休まなくてはならないことがあります。

必要な配慮や注意点

- ・ 子どもが急に泣き出したり、大声を出しても、温かい心で見守るとともに、バスや電車では席を譲ったり、乗降の手助けをします。
- ・ 子どもが近くにいる場合は、急な行動をとるかもしれないということを念頭に置きます。
- ・ 施設に、授乳やおむつ替えのためのスペースのほか、ベビーカーを伴って入れるトイレや子ども用の便器など、子育て家庭に配慮した設備を設置するよう努めます。
- ・ 子育て中の人にも様々な催しに参加できるように、託児サービスの導入に努めます。
- ・ 子育てをしながら働いている人が休みを取りやすいように職場環境を整え、周囲の人が支援します。

(9) 外国人

日本語によるコミュニケーションが可能な人とそうでない人がいるほか、文化や制度だけでなく、日常生活の習慣が異なる場合があります。

主な特徴

- ・ **使用する言語が異なる**
日本語でのコミュニケーションが困難な場合があります。
- ・ **日常生活での習慣が異なる**
生活習慣や文化が異なるため、日本のマナーが理解できない場合があるほか、宗教上の理由により、食べられないものなどがあります。

必要な配慮や注意点

- ・ お互いの文化や習慣の違いを認識し、理解するとともに、地域で安心して暮らすために、日本語習得の機会や、日本人との交流の場を設けます。
- ・ 生活や観光に関する情報を様々な手法で広く発信するほか、パンフレットや標識の多言語表記や、絵文字（ピクトグラム）を導入するよう努めます。
- ・ 外国人旅行者などが困っている様子であれば、こちらから声をかけ、手伝えることがないか確認します。
- ・ 病院や市役所などの窓口では、外国語での対応が可能となるよう配慮します。

あ行

【お接待】

地元の人々が、お遍路さんを気づかい、日常生活の中で、お茶や食事をふるまったり、宿泊場所を提供するという、人を温かく迎えるおもてなしのこと。

【お遍路さん】

四国八十八箇所を巡拝中の人のこと。また、四国八十八箇所を巡礼することを遍路という。

遍路の基となる「思想・信仰」と実践する「場」、それを支える「地域」の3者一体となったものが四国遍路文化で、遍路の主体が僧侶等から一般民衆へと広がり、宗教や宗派を超え、それぞれの思いを込めて巡拝する生きた文化遺産となっている。

か行

【香川県福祉のまちづくり条例】

施設や交通機関等を、より円滑かつ安全に利用できるようにすることなどにより、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活でき、積極的に社会参加できる福祉のまちづくりを進めることを目的として平成8年に制定されたもの。

【グローバル化】

地球的な規模で、人、物、資本、情報などが様々な形で結びつくこと。

これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢(すうせい)や過程のこと。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもの。

【交通バリアフリー法】

公共交通機関の旅客施設・車両等の構造、設備を改善するための措置などを講ずることで、高齢者や障がいのある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上の促進を図ることを目的として、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。

【国際化】

複数の国家が相互に結びつきを強め、共同して行動したり、互いに経済的、文化的に影響を与え合う事象全般のこと。

さ行

【視覚障害者誘導用ブロック】

目の不自由な人が安全に歩行できるよう、歩道や駅舎などの床面に敷設された線状・点状突起のあるブロック（点字ブロック）のこと。

【四国八十八箇所霊場】

四国にある88か所の空海（弘法大師）ゆかりの札所の総称。
四国霊場ともいう。

【少子化社会対策大綱】

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するために平成16年に閣議決定されたもの。

【高松市交通バリアフリー基本構想】

交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用した高齢者や障がいのある人などの円滑な移動を図るため、1日の平均利用者数が5,000人以上である駅施設を中心に、歩行空間、信号機等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための指針や事業等を内容として、平成15年3月に策定したものの。

【高松市高齢者保健福祉計画】

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健福祉、行政サービスなどを総合的に推進するもの。平成24年度から26年度までの3年間を対象とし、平成24年3月に「第5期高松市高齢者保健福祉計画」を策定した。

【たかまつ障がい者プラン】

平成24年度から26年度までの3年間を対象とする、障害者基本法の障害者計画と障害者自立支援法の障害福祉計画を一本化した計画のこと。障がい者の自主性・自立性の確保、住みよい社会づくりの推進、障がい者の特性やライフステージに応じた施策の推進を基本的な考え方とし、基本目標や施策を定め、障がいのある人とない人が、共に支え合う地域社会づくりを推進するものとして、平成24年3月に策定した。

【高松市総合計画】

長期的な展望の下、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくり及び市政運営の基本方針となるもの。平成20年度から27年度までの8年間を対象とし、平成20年2月に「第5次高松市総合計画」を策定した。「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で構成されており、本市の目指すべき都市像を、「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」としている。

【高松市地域福祉計画】

平成22年度から27年度までの6年間を対象とし、すべての人が、住み慣れた地域で、その人らしく安心して自立した生活を送るために、公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、市民・地域・行政が今後、より一層協働し、新しい地域での支え合いとしての地域福祉を推進するものとして、平成22年3月に策定したものの。

は行

【ハートビル法】

高齢者や障がいのある人などの自立と積極的な社会参加を促すため、不特定かつ多数が利用する建築物において、高齢者や障がいのある人などが円滑に利用できるような整備を促進することを目的として平成6年に施行された、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。

【バリアフリー化推進要綱】

バリアフリーの推進に関する政府の基本的な方針として、平成16年6月に決定されたもの。後の「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」の前身。

【バリアフリー新法】

高齢者や障がいのある人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区などにおいて、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的に、これまでのハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。

【バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱】

国民一人一人が自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するための国の基本的な方針として、平成20年3月に決定されたもの。

高松市ユニバーサルデザイン基本指針

令和5年3月改訂

編集・発行 高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話 (087) 839-2275 FAX (087) 839-2125

メールアドレス danjyo@city.takamatsu.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp>